結核健診等補助金交付要綱

（趣旨）

第１　県は、結核予防の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに結核予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第５３条の２第１項の規定により、学校の長又は施設の長が行う結核定期健康診断に要する経費について、学校又は施設の設置者に対し、法第６０条の規定に基づき、結核健診等補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象経費）

第２　学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が１年未満のものを除く。）の長又は社会福祉施設の長が、当該学校の学生又は当該施設に入所している者に対して行う法第５３条の２第１項に規定する定期の健康診断に要する費用とする。ただし、これらの費用を徴する場合は交付対象から除外する。

（交付額の算定方法）

第３　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

別表結核健診等補助金交付基準第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とし、その額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額

（交付の申請）

第４　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第１号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

２　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　補助金所要額調書（様式第１号別紙１）

（２）　事業計画書及び所要額明細(様式第１号別紙２－１及び同別紙２－２)

（３）　収支予算書（様式第１号別紙３）

（４）　補助金振込先調書（様式第１号別紙４）

(交付の条件)

第５　規則第５条の規定により付する条件は次のとおりとする。

（１）　結核健診等事業の内容を変更する場合においては、別記様式第２号により知事の承認を受けること。

（２）　結核健診等事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第３号により知事の承認を受けること。

（３）　結核健診等事業が予定の期間内に完了しない場合又は結核健診等事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第６　規則第１２条第１項の規定による結核健診等事業実績報告書の様式は、別記様式第４号によるものとする。

２　規則第１２条第１項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（１）　補助金精算書　　（様式第４号別紙５）

（２）　補助金精算明細書（様式第４号別紙６）

（３）　収支精算書　　（様式第４号別紙７）

（補助金の交付）

第７　補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

（書類の提出部数）

第８　この要綱により知事に提出する書類の部数は、次のとおりとする。

（１）　交付申請書　　正副各１部

（２）　計画変更申請書　　正副各１部

（３）　中止（廃止）承認申請書　正副各１部

（４）　実績報告書　　正副各１部

附　則

１　この要綱は、昭和６１年１２月１５日から施行し、昭和６１年度予算に係る補助金に適用する。

２　この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、昭和６２年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成元年１２月１８日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成元年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２年１２月１９日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３年１１月１１日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成３年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成４年１１月２７日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成４年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成５年１１月２４日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成５年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成６年１１月２５日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成６年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成７年１１月３０日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成７年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成８年１１月２５日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成８年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成９年１１月７日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成９年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１０年１１月５日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１０年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１１年１２月２日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１１年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１４年１１月１８日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１４年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１０日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１５年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１６年１２月６日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１６年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１８年１月２７日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１７年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月３０日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成１９年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年１１月２１日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２０年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２１年１１月４日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２１年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年１１月２２日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２２年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１９日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２３年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年９月２５日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２４年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月２６日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２６年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月１５日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、平成２８年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１２日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和２年度予算に係る補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月２８日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和４年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和７年１１月１０日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和７年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和８年１１月１７日から施行し、この要綱による改正後の結核健診等補助金交付要綱の規定は、令和８年度予算に係る補助金から適用する。

別　表

第１　　基　　準　　額	第２　対 象 経 費
次に掲げる額の合計 （１）医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数　　×４５４円 （２）医療機関で７０ｍｍミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数　　×４７８円 （３）医療機関で１００ｍｍミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数　　×５０６円 （４）医療機関で精密検査（通常検査）を受けた者の延べ数　　×８，０２０円 （５）医療機関で精密検査（直接撮影省略）を受けた者の延べ数　　×６，５２１円	学校又は施設の設置者が感染症法第５３条の２条第１項の規定による健康診断(事業者である市町村が行う健康診断を除く。)のために必要な報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費

（６）医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数 ×１，８２１円	